

交通事故傷害保険 入院担保特約

目次

第1条（この特約の適用条件）

第2条（保険金を支払う場合）

第3条（入院保険金の支払）

第4条（保険金の請求）

第5条（準用規定）

別表4

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この特約について合意がある場合に適用します。

第2条（保険金を支払う場合）

弊社は、被保険者が普通約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなった場合は、その期間に対し、この特約に従い保険金を支払います。

第3条（入院保険金の支払）

1 弊社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に該当し、かつ、入院した場合は、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。ただし、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時以降の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

入院保険金日額 × 入院した日数（\*1） = 入院保険金の額

2 被保険者が入院しない場合においても、次のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合は、その日数について、第1項の入院をしたものとみなします。

ア．両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。

イ．咀嚼または言語の機能を失っていること。

ウ．両耳の聴力を失っていること。

エ．両上肢の手関節以上（\*2）のすべての関節の機能を失っていること。

オ．1下肢の機能を失っていること。

カ．胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

キ．神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

ク．その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

3 第1項の日数には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置

がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（\*3）であるときには、その処置日数を含みます。

4 弊社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

5 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、弊社は、重複しては入院保険金を支払いません。

6 入院保険金の支払は、通院保険金と合算して 1 保険期間中 80 万円を限度とします。

（\*1）120 日を限度とします。

（\*2）Ⅰ. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

（\*3）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

#### 第 4 条（保険金の請求）

1 弊社に対する保険金請求権は、第 2 条（保険金を支払う場合）の期間が終わった時、入院保険金の支払われる日数が 120 日に達した時、被保険者が死亡した時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行することができるものとします。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表 4 に掲げる書類のうち弊社が求めるものを提出しなければなりません。

3 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

	被保険者と同居または生計を共にする配偶者。（*1）
	に規定する者がいない場合または に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族。
	および に規定する者がいない場合または および に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、 以外の配偶者（*1）または 以外の 3 親等内の親族。

4 第 3 項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、弊社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、弊社は、保険金を支払いません。

5 弊社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第 2 項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第 5 項の規定に違反した場合または第

2項、第3項もしくは第5項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

( \* 1 ) 法律上の配偶者に限ります。

第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表4 保険金請求書類

<p style="text-align: center;">保険金種類</p> <p>提出書類</p>	<p style="text-align: center;">入院保険金</p>
1. 保険金請求書	
2. 保険証券等	
3. 弊社の定める傷害状況報告書	
4. 公の機関 (やむを得ない場合には、第三者) の事故証明書	
5. 重度障害もしくは傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	
6. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類	
7. 被保険者の印鑑証明書	
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)	
9. その他弊社が定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたもの	